

## 福島県主要農作物種子生産取扱基本要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例（令和4年3月25日福島県条例第23号。以下「条例」という。）に基づき、本県の農業振興を図る上で普及すべき主要農作物の優良な品種について、品質の高い種子を安定的に供給することを目的とする。

### (対象とする農作物)

第2条 この要綱において対象とする農作物は、条例第二条第一号に定める主要農作物のうち、条例第二条第三号に定める奨励品種とする。

### (定義)

第3条 この要綱において掲げる用語の定義は、条例第二条に定めるもののほか、以下のとおりとする。

- 一 一般種子 条例第二条第七号に定める種苗生産者が生産する、条例第二条第三号に定める奨励品種の種苗のうち、主要農作物の種子をいう。
- 二 原種 条例第二条第五号に定める原種苗のうち、主要農作物の種子をいう。  
ただし、県が生産するもの以外については、当該品種の育成者若しくは当該品種の育成者の所属する機関等の直接の管理の下で適正に生産されたことを書状で確認できるものに限る。
- 三 原原種 条例第二条第六号に定める原原種苗のうち、主要農作物の種子をいう。  
ただし、県が生産するもの以外については、当該品種の育成者若しくは当該品種の育成者の所属する機関等の直接の管理の下で適正に生産されたことを書状で確認できるものに限る。
- 四 種子生産備蓄計画 一般種子、原種、原原種の生産及び備蓄について定める計画をいう。
- 五 生産等基準検査 種苗法（平成10年法律第83号。）第六十一条第1項に基づき農林水産大臣が定め公表した基準のうち、主要農作物に関する基準の遵守状況を確認するために行う検査をいう。
- 六 原種ほ 原種を生産するほ場をいう。
- 七 原原種ほ 原原種を生産するほ場をいう。

### (種子生産備蓄計画)

第4条 条例第九条に定める奨励品種の優良な種苗の安定的な生産及び供給に関する計画（以下「種苗生産計画」という。）のうち、主要農作物の種苗生産計画は、種子生産備蓄計画とし、県が、福島県米改良協会をはじめとした一般種子の生産関係団体と協議し策定

する。

(一般種子の安定供給)

第5条 一般種子を生産する種苗生産者及び福島県米改良協会をはじめとした一般種子の種苗生産関係団体は、種子生産備蓄計画に基づき、県と連携して一般種子の生産及び安定供給を行うものとする。

(原種および原原種の生産と確保)

第6条 県は、条例第十条第2項に基づき、原種ほ及び原原種ほの設置などにより、一般種子の生産に必要な数量の原種及び原原種の生産及び確保を行う。

(生産等基準検査)

第7条 条例第十一条に定める検査のうち、主要農作物の検査は、一般種子を生産する種苗生産者及び一般種子の種苗生産関係団体に対して県が実施する生産等基準検査とする。

(助言等)

第8条 県は、条例第十二条に基づき、一般種子を生産する種苗生産者及び、福島県米改良協会をはじめとした一般種子の種苗生産関係団体等に対し必要な助言等を行う。

附 則

- 1 「福島県主要農作物種子生産取扱基本要綱」(平成30年4月1日施行)は、廃止する。
- 2 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。